

内閣府 日本学術会議事務局

上席学術調査員又は学術調査員（非常勤一般職国家公務員）募集要項

- 1 採用内容

職 名：内閣府 日本学術会議事務局 上席学術調査員又は学術調査員（非常勤）
 採用予定者数：業務①：3名、業務②：2～3名
 採用予定日：令和4年4月（予定）
- 2 業務内容

業務①：日本学術会議の意思の表出の取りまとめに関する助言、調査・分析及び調整に係る事務運営並びに査読等の支援
 業務②：日本学術会議に設置されている機能別委員会、課題別委員会、連絡会議における検討のための調査、情報の収集・整理、分析及び資料作成並びに当該会議の運営、議事録作成及び報告書取りまとめ等の専門的な支援
- 3 応募資格

業務①：次の要件に該当する者(利害関係を有する職業との兼業は不可)。性別・年齢不問。
 ア 博士の学位を有する（博士課程満期退学も含む）こと。
 イ 大学卒業後、科学技術（人文社会科学を含む）に関する調査・研究等の実務経験（非常勤講師、ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントを含む）が5年以上あること。
 さらに、次の要件があれば望ましい。
 ・外国語（少なくとも英語）文献を支障なく調査等することができること。
 業務②：次の要件に該当する者(利害関係を有する職業との兼業は不可)。性別・年齢不問。
 ア 博士の学位を有すること。
 イ 大学卒業後、科学技術（人文社会科学を含む）に関する調査・研究等の実務経験（非常勤講師、ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントを含む）が5年以上あること。
 なお、業務①及び業務②ともに以下に該当する者は応募できない。
 ア 日本国籍を有しない者
 イ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- 4 提出書類

◇ 履歴書1通＜写真貼付（写真裏面に氏名記入）＞
 電子メールアドレス（PC、携帯電話等いずれでも可能）を持っている者は、記載すること。
 ◇ 3の応募資格を満たすことを証明できるもの（免状、認定証、卒業証書、論文等）の写し1通
 ◇ 希望する業務を明記したもの（様式自由）
 ※応募書類は返却しません。

5 試験日程等

受 付 締 切 日	令和4年2月3日 ※必着
第一次審査(書面) 可否発表日	令和4年2月上旬～中旬頃 ※郵送、電子メール等で通知
第二次審査(面接) 日	令和4年2月下旬頃まで ※日程は個別に調整。

6 勤務条件

勤務地：東京都港区六本木 7-22-34

勤務時間：月 5～10 日程度（応相談） 1 日 5 時間 45 分（10:00～12:00;13:30～17:15）

任期：令和 5 年 3 月 31 日まで（勤務状況によっては延長あり）

給与等：上席学術調査員：月額 15,100 円又は 18,200 円

学術調査員：月額 12,400 円（資格、経験等によりいずれかに格付け）

賞与・昇給・交通費無し。年次休暇は非常勤国家公務員の規程により付与

※上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、御承知置きください。

7 書類送付先及び問い合わせ先

〒106-8555 東京都港区六本木 7-22-34

内閣府 日本学術会議事務局参事官（審議第二担当）室

電話 (03)3403-1056 担当 高橋

8 その他

採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得手続きを行う必要があります。